

議案第1号

日野町税条例の一部改正について

日野税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年1月18日提出

日野町長 景山 享 弘

日野町税条例の一部を改正する条例

日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (固定資産税の税率の特例) 第10条の3 固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、平成18年度分から <u>平成23年度分</u> までの間、100分の1.6とする。	附 則 (固定資産税の税率の特例) 第10条の3 固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、平成18年度分から <u>平成27年度分</u> までの間、100分の1.6とする。

附 則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行する。